

「地政学リスクを踏まえた製造基盤強化等に関する検討会」の設置について

令和 8 年 3 月 26 日

経 済 産 業 省

貿易経済安全保障局

1. 背景・趣旨

- 国際環境は大きな転換期にあり、日本の国力を戦後長らく支えてきたルールに基づく国際貿易体制等は後退。こうした中、様々な地政学リスクが顕在化するとともに、重要鉱物の輸出管理強化をはじめ「経済の武器化」がより一層深刻化しており、重要鉱物等の物資を巡る脆弱性が顕在化している。
- こうした中、主要国では、問題の背景として、自由貿易体制下で進んだ製造能力の特定国への偏りが指摘されている。また、重要物資の安定的な供給を支える製造基盤の重要性が再認識され、産業政策のみならず、経済安全保障の観点からも製造基盤の強化に向けた措置が講じられている。
- 我が国では、令和 4 年 5 月に、世界に先駆ける形で、平和と安全、経済的な繁栄等の国益を経済上の措置を通じて確保することを目的とした経済安全保障推進法が成立し、その後も、自律性の向上、技術等に関する優位性・不可欠性の確保等に向けた諸施策を拡充しているところ。
- 現在生じている、物資を巡る脆弱性の顕在化や、世界的な製造基盤の強化に向けた動き等を踏まえ、同志国との連携も含めて、我が国における製造基盤のあり方を検討するとともに、それを実現するために必要な取組の方向性を検討するため、「地政学リスクを踏まえた製造基盤強化等に関する検討会」（以下単に「検討会」という。）を開催する。

2. 検討会の進め方、議事の取扱い

- 令和 8 年 3 月から 4 月にかけて、全 2 回程度開催し、中間取りまとめを行う。その後も、必要に応じて議論を継続する。
- 検討会の議事は、要旨を原則公開する。要旨は、発言者を明示しない形で案を事務局において作成し、委員の確認を受けた上で、経済産業省のホームページにおいて公開する。
- 配布資料は、事務局及び発表者の了解の取れたものについては、経済産業省のホームページにおいて原則公開する。
- 座長は、委員の互選により決定する。また、事務局が必要であると認める時は、委員を追加することや、その他の関係者の出席を求めることができる。

3. 事務局

- 検討会に係る事務は、経済産業省貿易経済安全保障局情報調査室において行う。